

第27回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

開催
場所

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
コンファレンスルーム「Room15」

議案

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である
取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式
付与のための報酬決定の件

お知らせ

- ・事業説明会の開催について
株主総会終了後、事業説明会の開催を予定しておりますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席いただけない場合の議決権行使について
書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社アドバンスト・メディア

証券コード 3773

株主の皆様へ



代表取締役会長兼社長
鈴木 清幸

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。第27回定時株主総会の招集ご通知をお送り申し上げます。

当連結会計年度は、2026年3月期までのBSR拡大期初年度としてBSR展開期で伸長させた既存のフロー&ストックビジネスを土台に、AI音声認識アミボイスを利用したコミュニケーション業務支援、文字起こし業務支援、医療従事者の業務効率化支援などのアプリケーション、あるいは、サービス（アプリ/サービス）及び、パートナーが利用するアミボイスエンジン・プラットフォームの市場への導入から拡大を進めました。

そのような中で、各企業や病院における業務効率化にともなうDX推進などのニーズに合致したことで当社の各種製品販売やサービス利用が伸長いたしました。また、BSR展開期で取り組んだストックビジネスの売上比率の向上を更に進めたことにより増収増益し、売上高、営業利益、経常利益において過去最高を達成することができました。

今後につきましては、これまで日本で先駆的に市場への導入から展開を行ってきたアミボイスエンジン及び、それを利用したアミボイスアプリ/サービスを集合化、目的特化プラットフォーム化させ社会の必要に応じて行きたいと考えております。まずは、

音声AI^{注1)} アプリ/サービスの市場への導入を行ってまいります。更には、アミボイスAIパートナー^{注2)}を業務に利用することで作業時間の短縮などの仕事の効率化を、そして、パートナー（相棒）の存在による快適化を加えて、仕事に声を使うことが当たりまえとなる「仕事における新たな日常」の社会への浸透を進めてまいります。そして、人とAIとが共存し、互いに優れた能力を高め合うAISH^{注3)}の時代を連れてまいります。

今後も当社グループ一丸となり、事業価値の増大による企業価値向上に邁進してまいりますので、株主の皆様の変変わぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

注1) 音声AIとは、バーチャルエージェントのAIアバターAOI (AmiVoice Ontology Integrated) やコールセンター分野での自動AI応答サービス・ISR (Interactive Speech Responder) Studioなどのこと。

注2) アミボイスAIパートナーとは、声によりスマホのフリック入力を助けてくれるスピーチボード®、PCのキーボード操作を助けてくれる声キーボード®、PCのマウス操作を助けてくれる声マウス®などのこと。ユーザー自らも作成可能な音声コマンドを適時、適所で喋ることで効能を発揮させることができる。

注3) AISH (AI Super Humanization、アイッシュ) とは、AIが人を助け、また、人がAIを使って能力を高める、そして、AIを超えた人の叡智などお互いの優れた点を融合し、人とAIとが共存すること。

経営理念

昨日のありえないを、明日のあたりまえに。

人と機械が声でつながり、話した言葉が情報としての価値を持つ。

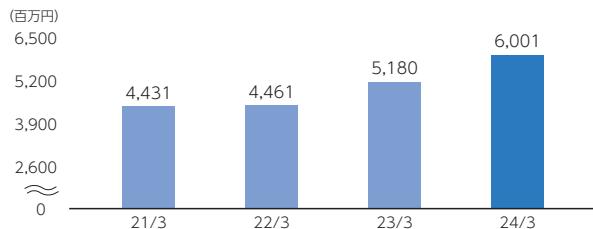
「**AmiVoice®**」が実現するのは、人と機械、人種や文化さえも超える、
まったく新しいコミュニケーションです。

誰も想像さえしなかった未来を、明日のあたりまえとするために。

私たちアドバンスト・メディアの挑戦は、続きます。

財務ハイライト

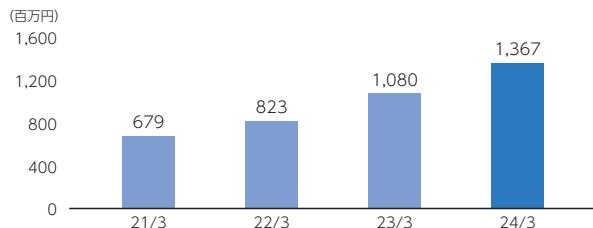
●連結売上高



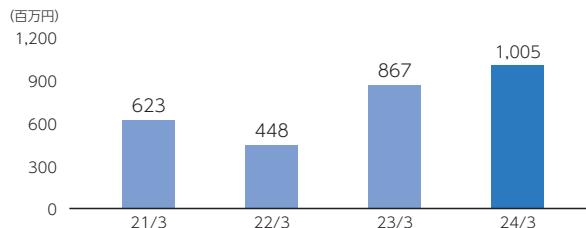
●連結経常利益



●連結営業利益

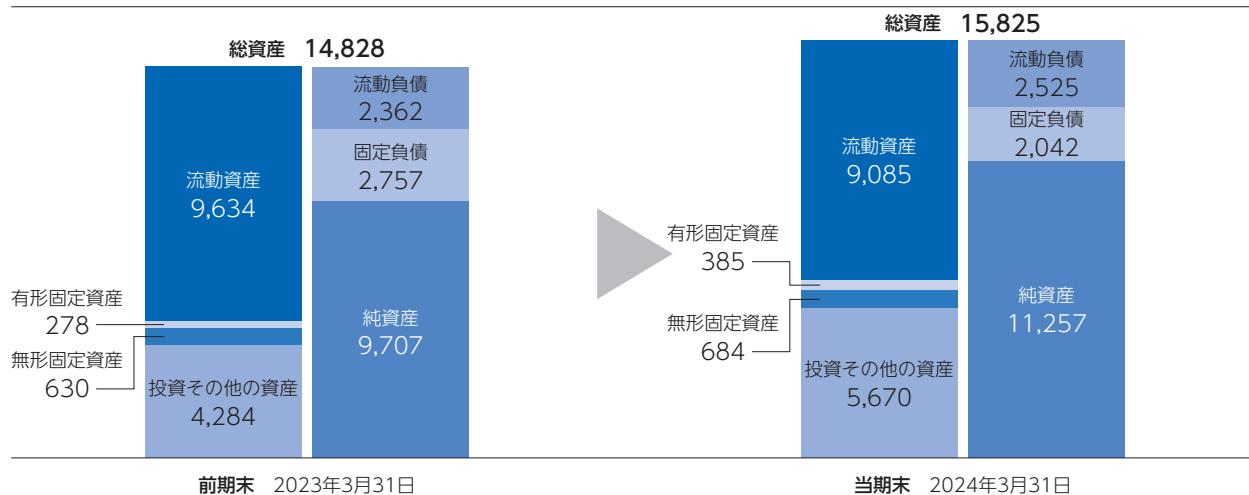


●親会社株主に帰属する当期純利益



●連結貸借対照表

単位：百万円



株主各位

証券コード 3773
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャイン60

株式会社アドバンスト・メディア
代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の「当社企業情報サイト」及び「東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）」に掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[当社企業情報サイト](https://www.advanced-media.co.jp/ir/information/ps)

<https://www.advanced-media.co.jp/ir/information/ps>



[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アドバンスト・メディア」または「コード」に当社証券コード「3773」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|------|---|
| 日 時 | 2024年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 場 所 | 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階 コンファレンスルーム 「Room15」 |
| 目的事項 | <p>報告事項</p> <p>1. 第27期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第27期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件</p> |

以上

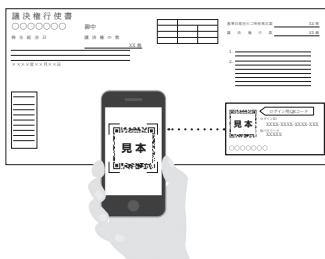
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社企業情報サイト等にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告のうち以下の事項
 - 「直前3事業年度の財産及び損益の状況」 「主要な事業内容」 「主要な事業所」 「使用人の状況」 「主要な借入先及び借入額」
 - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」 「新株予約権等の状況」 「責任限定契約の内容の概要」
 - 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」 「社外役員に関する事項」 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 「会社の支配に関する基本方針」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・ 連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・ 監査報告（連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

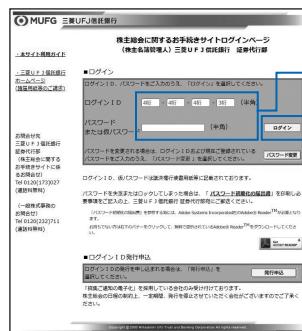
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社グループは、「HCI (Human Communication Integration) の実現」をビジョンに掲げ、人がコンピュータやAIに自然に意思を伝えられる「ソフトコミュニケーションの時代」を拓くべく、有用な最先端技術を広く社会へ普及させ、その実用化を通して新しい価値観、文化の創造を目指しております。

昨今ChatGPTなど生成AIのビジネスへの貢献に対する期待が澎湃と高まっておりますが、そのような中、監査等委員会設置会社へ移行することで、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有すること等によりコーポレート・ガバナンス機能を強化・充実させつつ、当社グループの活動を一層加速させビジョンの実現や持続的な事業拡大を目指してまいります。

つきましては、当社定款について、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更をおこなうものであります。

(2) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第8条を新設するものであります。

(3) 取締役会の決議方法について明確化するため、変更案第25条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第3条<条文省略> | 第1条～第3条<現行どおり> |
| 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> | 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> [削除] |
| 第5条<条文省略> | 第5条<現行どおり> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条<条文省略></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>第8条～第9条<条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第15条<条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>第17条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>第18条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条<現行どおり></p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第10条<現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条<現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第18条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>第19条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第19条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第20条<条文省略></p> <p>第21条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間） <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条<現行どおり></p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第22条～第23条<条文省略></p> <p>第24条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条<条文省略></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（員数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第27条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第24条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第26条～第27条<現行どおり></p> <p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条<現行どおり></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| <p><u>第28条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | [削除] |
| <p><u>第29条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | [削除] |
| <p><u>第30条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p> | [削除] |
| <p><u>第31条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> | [削除] |
| <p><u>第32条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | [削除] |
| <p><u>第33条 (監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> | [削除] |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>[新設] [新設]</p> | <p>第5章 監査等委員会 第30条 (常勤の監査等委員)</p> |
| | <p>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |
| <p>[新設]</p> | <p>第31条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>[新設]</p> | <p>第32条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |
| <p>[新設]</p> | <p>第33条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>第6章 計 算 第34条～第37条<条文省略></p> | <p>第6章 計 算 第34条～第37条<現行どおり></p> |
| <p>[新設]</p> | <p>附則 第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第27回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</p> |

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 | |
|-------|-------------|-----------------------|-------|
| 1 | すずき 鈴木 清幸 | 代表取締役会長兼社長 | 再任 男性 |
| 2 | たてまつ 立松 克己 | 常務取締役 | 再任 男性 |
| 3 | おおやなぎ 大柳 伸也 | 取締役 | 再任 男性 |
| 4 | こんとう 近藤 裕 | 取締役 | 再任 男性 |
| 5 | しれん 枝連 俊弘 | 執行役員 技術本部 応用技術開発部長 | 新任 男性 |

候補者番号

1

鈴木 清幸

再任

生年月日

1952年1月13日

所有する当社の株式数

557,400株

在任年数

26年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1997年12月 当社設立 代表取締役社長
 2008年6月 当社代表取締役会長
 2010年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）

重要な兼職の状況

AMIVOICE THAI CO., LTD. Director

取締役候補者とした理由

当社設立以来、企業経営者として当社グループの経営を統括し、事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

立松 克己

再任

生年月日

1964年11月8日

所有する当社の株式数

37,000株

在任年数

18年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

2005年12月 当社入社 総務・人事部長
 2006年6月 当社取締役総務・人事部長
 2012年4月 当社取締役経営管理部長
 2017年4月 当社取締役経営管理本部長兼ビジネス開発センター長
 2018年6月 当社常務取締役経営管理本部長兼ビジネス開発センター長
 2020年4月 当社常務取締役経営推進本部長兼ビジネス開発センター長
 2023年4月 当社常務取締役経営推進本部長兼BDC本部長（現任）
 2023年10月 株式会社アミサポ 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社アミサポ 代表取締役

取締役候補者とした理由

当社入社以来、経営管理部門に長年携わっており、当社グループにおいて豊富な経験と実績を積み重ねてきたことを活かして、今後も当社グループの経営体制の強化及び業務執行の統括における適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

おお やなぎ しん や
大柳 伸也

再任

生年月日

1975年4月4日

所有する当社の株式数

26,200株

在任年数

6年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 2008年 9 月 | 当社入社 |
| 2014年 4 月 | 当社CTI事業部長 |
| 2018年 4 月 | 当社事業本部長兼CTI事業部長 |
| 2018年 6 月 | 当社取締役事業本部長兼CTI事業部長 |
| 2019年 4 月 | 当社取締役事業本部長 |
| 2022年 4 月 | 当社取締役事業本部長兼SDX事業部長 |
| 2023年 4 月 | 当社取締役事業本部長兼海外事業部長 |
| 2023年 6 月 | 当社取締役事業本部長兼SDX事業部長兼海外事業部長（現任） |

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業部門で実績を上げるとともに要職を歴任し、当社の事業に関する豊富な経験と幅広い見識を併せ持っていることから、今後も当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こん どう ゆたか
近藤 裕

再任

生年月日

1967年11月11日

所有する当社の株式数

18,000株

在任年数

2年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

| | |
|-----------|----------------|
| 1998年11月 | 当社入社 |
| 2010年 5 月 | 当社執行役員基礎技術開発部長 |
| 2019年 4 月 | 当社執行役員技術本部長 |
| 2022年 6 月 | 当社取締役技術本部長（現任） |

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門で実績を上げるとともに要職を歴任し、音声認識を中心とした技術分野に関する豊富な経験と幅広い見識を併せ持っていることから、今後も当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

し れん とし ひろ
枝 連 俊 弘

新任

生年月日

1970年4月8日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

| | |
|-----------|--------------------------|
| 1999年 6 月 | 当社入社 |
| 2012年 4 月 | 当社執行役員 事業本部 クラウド事業部長 |
| 2015年 4 月 | 当社執行役員 事業本部 応用技術開発部長 |
| 2017年 4 月 | 当社執行役員 技術本部 応用技術開発部長（現任） |

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門で実績を上げるとともに要職を歴任し、音声認識を中心とした技術分野に関する豊富な経験と幅広い見識を併せ持っていることから、今後も当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償及び訴訟費用等を当該保険契約より填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者は、その選任が承認されますと当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 | | |
|-------|--------------------------------------|-------------|----|----|
| 1 | 岸 田 至 康 <small>きし だ よし やす</small> | — | 新任 | 男性 |
| | | | 社外 | 独立 |
| 2 | 松 室 哲 生 <small>まつ むろ てつ お</small> | 社外取締役 | 再任 | 男性 |
| | | | 社外 | 独立 |
| 3 | 佐 藤 香 代 <small>さ とう か よ</small> | 社外監査役 | 新任 | 女性 |
| | | | 社外 | 独立 |
| 4 | 張 崎 悦 子 <small>はり さき えつ こ</small> | — | 新任 | 女性 |
| | | | 社外 | 独立 |

候補者番号

1

岸田 至康

新任

社外

生年月日

1962年1月1日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行） 入社
 2009年7月 中央三井信託銀行（同上） 大阪支店証券代行部 部長
 2013年2月 東京証券代行株式会社 入社
 2014年7月 同社 常務執行役員
 2017年1月 日本株主データサービス株式会社 入社
 2018年3月 同社 執行役員
 2022年4月 株式会社親和セブン 執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社親和セブン 執行役員

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関に長年勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験と見識を活かして業務執行に関する監督、助言を頂くことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

松室 哲生

再任

社外

生年月日

1951年2月15日

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

15/17回

略歴、当社における地位及び担当

2001年6月 (株)ダイヤモンド社 代表取締役専務
 2017年3月 (株)オルムスタン 代表取締役（現任）
 2017年6月 三共生興(株) 取締役
 2017年6月 (株)ぱど（現(株)Success Holders） 監査役
 2018年6月 同社 取締役
 2019年7月 (株)婦人之友社 取締役（現任）
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)オルムスタン 代表取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を活かして業務執行に関する監督、助言を頂くことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

佐藤 香代

新任

社外

生年月日

1979年7月22日

所有する当社の株式数

一株

監査役在任年数

4年

取締役会出席状況

16/17回

略歴、当社における地位及び担当

2004年10月 弁護士登録
2014年5月 法律事務所たいとう設立
2019年4月 第三種認定再生医療等委員会委員(現任)
2020年6月 当社社外監査役(現任)
2021年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外監査役(現任)
2022年3月 株式会社アイ・エス・ビー 社外取締役(監査等委員)(現任)
2023年11月 台東区法曹会幹事長(現任)

重要な兼職の状況

法律事務所たいとう 代表
株式会社ノエビアホールディングス 社外監査役
株式会社アイ・エス・ビー 社外取締役(監査等委員)

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、上場企業の社外取締役、社外監査役としての経験も有し、企業法務にも精通しており、これらを活かして業務執行に関する監督、助言を頂くことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

張崎 悦子

新任

社外

生年月日

1989年10月6日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

2016年1月 弁護士登録 弁護士法人クレア法律事務所 入所
2017年1月 フリービット株式会社 入社
2020年10月 株式会社PKSHA Technology 入社
2021年6月 粕・小野グローバル法律事務所(現:粕グローバル法律事務所) 入所
2023年10月 弁護士法人直法律事務所 入所(現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人直法律事務所弁護士

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、上場企業の企業内弁護士の経験から企業法務にも精通しており、これらを活かして業務執行に関する監督、助言を頂くことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者岸田至康氏、松室哲生氏、佐藤香代氏及び張崎悦子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松室哲生氏及び佐藤香代氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は、候補者岸田至康氏及び張崎悦子氏につきましても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 候補者松室哲生氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 候補者佐藤香代氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
6. 候補者佐藤香代氏及び張崎悦子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、松室哲生氏及び佐藤香代氏の間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏の間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、岸田至康氏及び張崎悦子氏の選任が承認された場合、両氏の間で当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償及び訴訟費用等を当該保険契約より填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者は、その選任が承認されますと当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名 | 役職 | 性別 | 経営 | 営業/ マーケティング | 戦略 | 技術/ 研究開発 | 財務/ 会計 | 法務/ ガバナンス | 内部統制/ リスク管理 | グローバル |
|--------------------|----------------|----|----|----------------|----|-------------|-----------|--------------|----------------|-------|
| すずき 木 清 幸 | 代表取締役 会長兼社長 | 男性 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| たてまつ 松 克 己 | 常務取締役 | 男性 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| おおた 柳 伸 也 | 取締役 | 男性 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| こん 近 藤 裕 | 取締役 | 男性 | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| し 枝 連 俊 弘 | 取締役 | 男性 | | | | ○ | | | | |
| きし だ よし やす 岸 田 至 康 | 取締役 監査等委員 | 男性 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| まつ 松 室 哲 生 | 取締役 監査等委員 | 男性 | ○ | ○ | | | | | | |
| さ 佐 藤 香 代 | 取締役 監査等委員 | 女性 | | | | | | ○ | ○ | |
| はり 張 崎 悦 子 | 取締役 監査等委員 | 女性 | | | | | | ○ | ○ | |

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、2019年6月26日開催の第22回定時株主総会において、当社の取締役が当社グループの企業価値の向上に向けて果たすべき役割はこれまで以上に大きくなるとともに、音声認識をはじめとしたAIビジネスの事業環境の進展や今後の当社事業拡大を踏まえたグローバルな経営人材の獲得・育成、社会経済情勢の変化への対応、コーポレートガバナンスの強化などを勘案し、取締役の報酬等の額を年額600百万円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額300百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額300百万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、第6号議案末尾<ご参考>に記載の内容に変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月26日開催の第22回定時株主総会において、当社の取締役が当社グループの企業価値の向上に向けて果たすべき役割はこれまで以上に大きくなるとともに、音声認識をはじめとしたAIビジネスの事業環境の進展や今後の当社事業拡大を踏まえたグローバルな経営人材の獲得・育成、社会経済情勢の変化への対応、コーポレートガバナンスの強化などを勘案し、株主の皆様と価値の共有化をより一層進めることを目的として、年額300百万円以内で取締役（社外取締役を除く。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度（以下「本制度」という。）につきご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度にかかる報酬枠を廃止し、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、改めて第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてお諮りする報酬等の額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額300百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

当社は、2020年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を末尾のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2024年3月31日時点）に占める割合は0.33%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の対象取締役は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

（1）対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」とい

- う。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。))について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社のグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社のグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、対象取締役の職務執行の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

<ご参考>

【取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の個人別の報酬等の決定方針（案）】

1. 基本方針

対象取締役の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する。対象取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬水準とする。

2. 対象取締役の個人別の報酬のうち、次の事項の決定に関する方針

(ア) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法

当社の業績、役員個々の功績及び経済情勢等を総合的に斟酌し、公正かつ客観的に判断した上で、対象取締役にについては取締役会で決定する。

(イ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額又は数の算定方法

業績連動報酬等は採用しない。

(ウ) 非金銭報酬等（ストックオプション等）の内容、額もしくは数又は算定方法

株主と価値の共有化をより一層進めることを目的として、社外取締役を除く当社対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

なお、報酬限度額は2024年6月26日開催の株主総会において決議された年額300百万円かつ年60,000株以内とする。

また、その株式数の算定方法については当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し決定し、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて取締役会で決定する。

(エ) (ア) (イ) (ウ) の割合（構成比率）

固定報酬と非金銭報酬の支給割合については、その客観性・妥当性を担保するために、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し決定する。

3. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬については、在任中に毎月定期的に支給し、非金銭報酬については、毎年一定の時期に支給する。

4. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

(ア) 委任を受ける者の氏名又は当該会社での地位・担当

代表取締役会長兼社長 鈴木清幸

(イ) 委任する権限の内容

取締役会から個人別の報酬額の決定について委任する。

(ウ) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

代表取締役会長兼社長は、役付取締役に諮問し、役付取締役は答申する。

5. 報酬等の内容の決定方法（4. の事項を除く）

該当する事項はない。

6. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当する事項はない。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会・経済活動がコロナ禍から正常化に向かうとともに、雇用・所得環境が改善するなかで緩やかに景気回復する動きとなりました。一方で、海外景気の下振れ、為替の変動や物価上昇等により先行きは不透明な状況が続いております。

当連結会計年度は、2026年3月期までのBSR^注 拡大大期初年度として、BSR展開期で伸長させた既存のフロー&ストックビジネスを土台に、AI音声認識AmiVoice[®]によるDX推進、文字起こし、営業業務支援、アミボイスエンジン・プラットフォーム（ACP含む）の市場への導入・拡大を進めました。

そのような中で、各企業における業務効率化にともなうDX推進のニーズに対してAI音声認識AmiVoice[®]の各種製品が伸長いたしました。また、BSR展開期で取り組んだストックビジネスの売上比率の向上によって増収増益し売上高、営業利益、経常利益において過去最高を達成することができました。

売上高に関しましては、BSR1（第一の成長エンジン）において、CTI事業部、VoXT事業部、医療事業部が増収し前期比18.2%増、BSR2（第二の成長エンジン）においては前期比1.7%減となりました。その結果、当社グループ全体では、前期比15.9%の増収となりました。

損益に関しましては、営業利益につきまして、BSR1（第一の成長エンジン）において、CTI事業部、VoXT事業部、医療事業部が大幅に増益し前期比で27.7%の増益、BSR2（第二の成長エンジン）においては赤字幅が増加しました。その結果、当社グループ全体では、前期比で26.6%の大幅な増益となりました。営業利益の増益により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益も増益いたしました。

(注) BSR (Beyond Speech Recognition) ビジネスとは、従来の音声認識のアプリケーションやサービスを販売するビジネスからそれらの利用の促進に進化させるビジネスのこと。

| | 売上高(前期比) | 営業利益(前期比) |
|-----------------|---|---|
| 当社グループ全体 | 60億 1百万円 (15.9%増)  | 13億67百万円 (26.6%増)  |
| BSR1(第一の成長エンジン) | 53億57百万円 (18.2%増)  | 14億75百万円 (27.7%増)  |
| BSR2(第二の成長エンジン) | 6億70百万円 (1.7%減)  | △120百万円 (ー)  |

(注) 1.BSR1,BSR2は連結調整前の数値を記載しております。

2.BSR2は前期に引き続き営業損失のため前期比は記載しておりません。

これらの結果、当連結会計年度は、売上高6,001百万円（前期は売上高5,180百万円）、営業利益1,367百万円（前期は営業利益1,080百万円）、経常利益1,414百万円（前期は経常利益1,121百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益1,005百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益867百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は587百万円であり、主にソフトウェアの取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社アミサポを2023年10月2日付で設立しました。なお、当社の持株比率は100%であります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2018年3月期よりBSR導入期（3年）、展開期（3年）、拡大期（3年）の9か年計画を策定し、その最終年度である2026年3月期に売上高100億円、営業利益率30%を目標として事業推進してまいりました。一方で、その過程において新型コロナウイルスによる経済低迷、働き方の大きな変化がありました。また近時では生成AIなど新たな技術の急速な進展とビジネスへの浸透など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。当社としましては現在の事業環境そのものは当社ビジネスに好環境との認識を持ちつつも、中長期的にビジネスの可能性を最大化すべく、各事業の実現すべき未来と取り組み課題、ビジネス展開の時間軸を再検討いたしました。

その結果、上述の目標は、2027年3月期に売上高100億円、営業利益25億円と修正いたします。

営業利益については、優秀人材の確保や定着に向けた人的資本の強化、AI音声認識や生成AIに対する研究開発投資の強化、既存ビジネスの強化や新規ビジネスへの投資を進めることなどから、当初の営業利益率30%から営業利益25億円に目標値を修正いたします。

2025年3月期においては、さらなるストックビジネスの拡大とユーザー数の増大を進めてまいります。それには、販売パートナーの強化や製品やサービスをユーザーの利用目的に沿った集合化（スイート化）を行い、それらを命名し各種プラットフォーム化することでユーザー数の効率的で、かつ、効果的な増大に取り組んでまいります。また、開発パートナーの強化によるAPI・SDKなどを介した領域特化の各AI音声認識アミボイスエンジンのユーザー数の増大及び、各種製品と生成AIとの連携やAI音声認識アミボイスにより機能を向上させたAI対話などの分野を強化してまいります。更には、AI音声認識アミボイスの製品やサービス（アミボイスAIパートナー^注）を含む^注を業務に利用することで作業時間の短縮などの仕事の効率化ばかりでなく、パートナー（相棒）の存在による仕事の快適化をも可能とし、仕事に声を使うことが当たりマエとなる「仕事における新たな日常」の社会への浸透を進めてまいります。

(注) アミボイスAIパートナーとは、声によりスマホのフリック入力を手助けしてくれるスピーチボード[®]、PCのキーボード操作を手助けしてくれる声キーボード[®]、PCのマウス操作を手助けしてくれる声マウス[®]のこと。ユーザー自らも作成可能の音声コマンドを適時、適所で喋ること。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

イ. 重要な子会社

| 社名 | 資本金 | 当社の出資比率 (%) | 事業内容 |
|-------------------------|-------------|-------------|--------------------|
| AMIVOICE THAI CO., LTD. | 39,000千タイバツ | 100.00 | 音声認識ソリューションの開発及び提供 |
| 株式会社速記センターつくば | 10,000千円 | 100.00 | 文字起こし事業及び会議録作成 |
| 株式会社アミサポ | 20,000千円 | 100.00 | 建設業界に特化した人材サービス |

(注) 当社は、2023年10月2日付で、100%出資子会社、株式会社アミサポを設立しております。

ロ. 重要な関連会社

該当事項はありません。

③ その他

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

| | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 18,392,724株 |
| ③ 株主数 | 9,947名 |
| ④ 大株主 | |

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|--------------------------|-----------|----------|
| | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,364,000 | 8.78 |
| 鈴木清幸 | 557,400 | 3.59 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 539,000 | 3.47 |
| 株式会社B S R | 510,000 | 3.28 |
| 住友不動産株式会社 | 469,000 | 3.02 |
| レック株式会社 | 316,800 | 2.04 |
| 中村得郎 | 300,000 | 1.93 |
| T S U C H I Y A株式会社 | 300,000 | 1.93 |
| 株式会社S B I証券 | 268,318 | 1.73 |
| アイコム株式会社 | 257,600 | 1.66 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,852,733株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

| 区分 | 株式の種類及び数 | 交付された者の人数 |
|----------------|----------------|-----------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 当社普通株式 60,000株 | 4名 |
| 社外取締役 | — | — |
| 監査役 | — | — |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告31～33ページ「②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|----------------|---------|--------------------------|--|
| 代表取締役会長 兼社長 | 鈴木 清 幸 | | AMIVOICE THAI CO., LTD. Director |
| 常務取締役 | 立 松 克 己 | 経営推進本部長兼BDC本 部長 | 株式会社アミサポ 代表取締役 |
| 取締役 | 大 柳 伸 也 | 事業本部長兼SDX事業部長 兼海外事業部長 | |
| 取締役 | 近 藤 裕 | 技術本部長 | |
| 取締役 | 松 室 哲 生 | | 株式会社オルムスタン 代表取締役 |
| 取締役 | 品 川 道 久 | | |
| 常勤監査役 | 小 林 一 元 | | |
| 監査役 | 向 川 寿 人 | | 向川公認会計士事務所 代表 |
| 監査役 | 佐 藤 香 代 | | 法律事務所たいとう 代表 株式会社ノエビアホールディングス 社外監査役 株式会社アイ・エス・ビー 社外取締役 (監査等 委員) |

- (注) 1. 取締役松室哲生氏及び品川道久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小林一元氏、向川寿人氏及び佐藤香代氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役小林一元氏は、大手金融機関とその関係会社に勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役佐藤香代氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は、取締役松室哲生氏、取締役品川道久氏、監査役小林一元氏、監査役向川寿人氏、監査役佐藤香代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、事前に役付取締役等に諮問し、役付取締役からの答申を尊重していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する。取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬水準とする。

b. 取締役の個人別の報酬のうち、次の事項の決定に関する方針

(ア) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法

当社の業績、役員個々の功績及び経済情勢等を総合的に斟酌し、公正かつ客観的に判断した上で、取締役については取締役会で決定する。

(イ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額又は数の算定方法

業績連動報酬等は採用しない。

(ウ) 非金銭報酬等（ストックオプション等）の内容、額もしくは数又は算定方法

株主と価値の共有化をより一層進めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

なお、報酬限度額は2019年6月26日開催の株主総会において決議された年額300百万円かつ年60,000株以内とする。

また、その株式数の算定方法については当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し決定し、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて取締役会で決定する。

(エ) (ア) (イ) (ウ) の割合（構成比率）

固定報酬と非金銭報酬の支給割合については、その客観性・妥当性を担保するために、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し決定する。

c. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬については、在任中に毎月定期的に支給し、非金銭報酬については、毎年一定の時期に支給する。

d. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

(ア) 委任を受ける者の氏名又は当該会社での地位・担当

代表取締役会長兼社長 鈴木清幸

(イ) 委任する権限の内容

取締役会から個人別の報酬額の決定について委任する。

(ウ) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

代表取締役会長兼社長は、役付取締役に諮問し、役付取締役は答申する。

e. 報酬等の内容の決定方法 (d. の事項を除く)

該当する事項はない。

f. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当する事項はない。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役会は、代表取締役会長兼社長鈴木清幸氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の職責などを熟知しており、総合的に各取締役の基本報酬の額を決定するのに最も適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に役付取締役に諮問し、役付取締役からの答申を尊重していることを確認しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区分 | 報酬総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|-----------|--------------|-----------------|---------|--------|--------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 | 116,205 | 67,050 | — | 49,155 | 6 |
| (うち社外取締役) | (4,800) | (4,800) | (—) | (—) | (2) |
| 監査役 | 9,600 | 9,600 | — | — | 3 |
| (うち社外監査役) | (9,600) | (9,600) | (—) | (—) | (3) |
| 合計 | 125,805 | 76,650 | — | 49,155 | 9 |
| (うち社外役員) | (14,400) | (14,400) | (—) | (—) | (5) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。
3. 株主と価値の共有化をより一層進めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。当該報酬の内容は、事業報告32ページ「(ウ)非金銭報酬等(ストックオプション等)」の内容、額もしくは数又は算定方法に記載のとおりであり、その交付状況は事業報告30ページ「⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。上表の非金銭報酬等の総額には、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権額として、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第22回定時株主総会において年額600百万円以内(うち社外取締役の報酬等の額については年額300百万円以内)とし、また社外取締役を除く取締役に対しては、別枠で譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を年額300百万円以内で支給するものと決議いただいております。なお上記報酬等の額はいずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとされております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)です。
5. 監査役報酬限度額は、2004年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

事業領域（導入社数・ライセンス数） 2024年3月現在



※出典：合同会社 ecarlate 「音声認識市場動向 2024」

音声認識市場 シェアNo.1



コールセンター

519社 (74,314ライセンス)

次世代コールセンターソリューション

- オペレーター能力の向上
- リアルタイムモニタリング
- 通話録音の検索と見える化

音声AIアシストサービス



議事録・書き起こし

自治体・民間 累計2,272施設

文字起こし、議事録作成ツール

- 議会、一般会議、WEB会議
- 会見、講義、講演、インタビュー

クラウド文字起こしサービス



医療

18,229施設
(52,251ライセンス)

放射線／病理画像レポート作成

電子カルテ向け音声入力

- 病院・診療所・歯科クリニック

調剤薬局向け薬歴作成

医療・介護従事者向け音声入力



モバイルビジネスソリューション

1,004社

次世代セールスソリューション

- 営業能力の向上
- 接客・対面の見える化

“声キーボード”“声マウス”

営業日報向け音声入力

音声AIアシストサービス



製造・物流・小売り

6,089ライセンス

ハンズフリー・アイズフリー音声操作

ボイスピッキング

音声データ入力・記録

作業報告、点検向け音声入力



API開発キット

3,804ユーザー

AmiVoice Cloud Platform

音声認識開発キット (SDK)



建設・不動産

503社 (55,530ライセンス)

ボイス検査ソリューション

仕上げ検査・配筋検査・写真管理

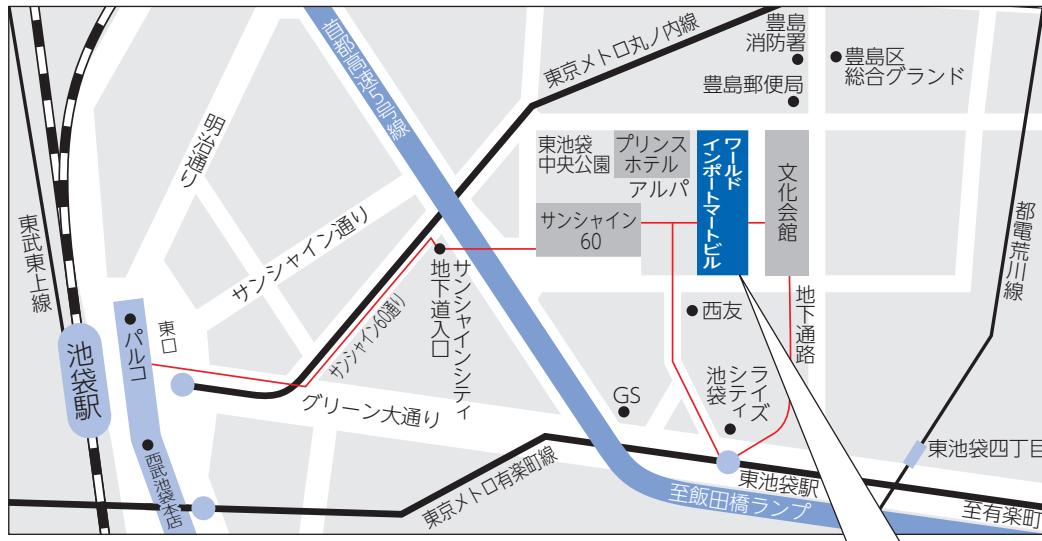
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
コンファレンスルーム「Room15」

交通

池袋駅東口（JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・副都心線、西武池袋線、東武東上線）から徒歩15分
東池袋駅（東京メトロ有楽町線）から徒歩8分



【館内（B1）のご案内】

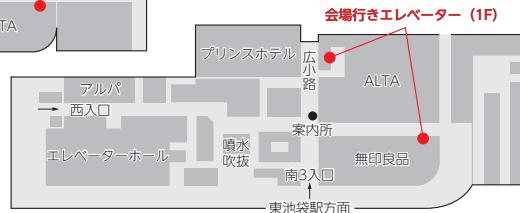
サンシャインシティ
地下道入口



会場行きエレベーター（B1）



【館内（1F）のご案内】



会場行きエレベーター（1F）

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。